

平成24.4.1 制定

改正 平成25.4.1 平成26.4.1

平成28.4.1 平成29.7.7

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学研究・産学連携推進機構高度人材育成部門規程第3条第2項の規定に基づき、群馬大学研究・産学連携推進機構高度人材育成部門高度人材育成センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、ポストドクター及び博士課程学生（以下「ポストドクター等」という。）のキャリア開発を支援するシステムを構築し、もって産業界において活躍できる実践的な人材を育成することを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) ポストドクター等の実践的能力の開発に関すること。
- (2) ポストドクターのインターンシップの実施に関すること。
- (3) ポストドクター等と企業等との交流及び連携に関すること。
- (4) 教職員のキャリアパスに係る意識啓発に関すること。
- (5) ポストドクター等のキャリア開発プログラムの構築に関すること。
- (6) 創業者及び創業支援人材の育成に関すること。
- (7) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(職 員)

第4条 センターに、センター長を置く。

2 センターに副センター長を置くことができる。

(センター長等)

第5条 センター長は、学長が指名する群馬大学の教員をもって充てる。

2 センター長はセンターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前条第2項の規定に基づき置かれた副センター長の任期は、センター長の任期を超えることはできない。

(センター会議)

第6条 センターに、群馬大学研究・産学連携推進機構高度人材育成部門高度人材育成センターセンター会議（以下「センター会議」という。）を置く。

2 センター会議は、センターの運営に関し必要な事項を審議する。

3 センター会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 高度人材育成部門長（以下「部門長」という。）

(2) センター長

- (3) 副センター長
- (4) 産学官連携コーディネータ
- (5) インターンシップ受入企業等の構成員（以下「企業委員」という。） 若干人
- (6) 研究推進部長
- (7) 研究・産学連携推進機構長が指名する者 若干人

4 センター会議に議長を置き，部門長をもって充てる。

5 議長に事故があるときは，あらかじめ議長が指名する委員が，その職務を代行する。

6 第3項第5号及び第7号の委員の任期は，2年とし，再任を妨げない。

（企業委員）

第7条 企業委員は，インターンシップ受入企業等からの推薦に基づき，学長が委嘱する。

2 企業委員は，インターンシップに係る事前スクーリング及びポストドクターの選考に従事する。

（事務）

第8条 センターの事務は，関係部課等の協力を得て，研究推進部産学連携推進課において処理する。

（雑則）

第9条 この内規に定めるもののほか，センターの運営に関し必要な事項は，研究・産学連携推進機構高度人材育成部門会議の議を経て，機構長が定める。

（内規の改廃）

第10条 この内規の改廃は，学長が行う。

附 則

1 この内規は，平成24年4月1日から施行する。

2 群馬大学研究・産学連携戦略推進機構産学連携・先端研究推進本部アドバンスト・テクノロジー高度研究センター内規（平成19年12月1日制定）は，廃止する。

附 則

1 この内規は，平成25年4月1日から施行する。

2 第2条の規定の適用については，平成25年3月31日に工学研究科博士後期課程に在学する者（平成25年4月1日以降に当該課程に編入学，転入学及び再入学する者を含む。）が当該課程に在学しなくなるまでの間，同条中「理工学府」とあるのは「理工学府（工学研究科を含む。）」とする。

附 則

この内規は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は，平成28年4月1日から施行する。

- 2 この内規施行後,最初に指名されるセンター長の任期は,第5条第3項の規定にかかわらず,平成29年3月31日までとする。
- 3 この内規施行後,最初に指名される第6条第3項第4号及び第6号の委員の任期は,第6条第6項の規定にかかわらず,平成29年3月31日までとする。

附 則

この内規は,平成29年7月7日から施行する。